

明治四十年山陰行啓における東宮一行の滞在施設に関する建築史的考察

- 鳥根県内の滞在先を中心に -

HISTORICAL STUDY ON REST HOUSE AND STATION
AT THE MEIJI 40 THE CROWN PRINCE SANNIN ROYAL VISIT

- Case study on Shimane prefecture -

山根大知*, 中野茂夫**, 小林久高***

Daichi YAMANE, Shigeo NAKANO and Hisataka KOBAYASHI

The Emperor Taisho is known for having visited all prefectures except Okinawa on his Crown Prince days. The Emperor visited San-in region about one month from May 10 on Meiji 40. This was the first official Emperor "gyokei" for region visiting. And it is supposed that the way visiting regions of Emperor has changed significantly after this. In this study, I examined historical records about the accommodation of the Emperor in Shimane Prefecture. As a results, actual usage of various accommodation, visit facilities, lunch places, and rest area, etc. has been revealed. And, it became clear that the facilities of the attendant person are also formulated and classified.

Keywords: *Sannin, Historic buildings, The emperor Taisho, Royal visit, Imperial Prince Yoshihito*

山陰, 歴史的建造物, 大正天皇, 行啓, 嘉仁親王

1. はじめに

戦前の行幸啓は、近代天皇制における皇族の権威を地方に示す行事であった。この行幸啓という可視化された行事は、地方が近代化する一つの契機となったわけだが、とりわけ入念に準備された多くの施設は、地方の建築に少なからず影響を与えたと考えられる。行幸啓の滞在先として使われたのは、まだ数の少なかった洋館や学校をはじめとする公共建築物、豪商の民家などであり、当時の地方を代表する建築物であった。したがって行幸啓の施設を対象とすることは、地方の近代建築史において一定の意義があると考えられる。

ところで、明治末期になると、明治天皇の行幸は軍事目的に限定されるようになり、地方視察の役回りは皇太子が担うようになる。原武史氏が指摘するように¹⁾、明治末期にくり返された行啓では、明治初期の行幸とは異なり、宮内庁の指示でさまざまな準備が定式化されていた。建築史の分野でも、小沢朝江・水沼淑子氏の一連の労作があり²⁾、平面や部屋の構成のみならず、仕様や使い方まで統一されていたことが明らかにされている。そして皇太子が宿泊した建物には生活の空間が反映されており、用途ごとに分けた複数の部屋で構成され、御座所・御寝室・御食堂がかならず別々に設けられていたことが指摘されている。とはいえ、当然のことながら、行啓一行は多くの供奉員をともなうものであり、皇太子だけでなく供奉員が使用する部屋も準備されていた。したがって行啓一行が滞在した行啓施設全体の空間構成を明らかにする必要がある。

皇太子時代の「大正天皇(嘉仁親王、以下「東宮」)」は、明治末期にくり返し巡啓を行っており、即位までに沖縄を除くすべての道府県を回っている。なかでも、本稿で取り上げる「山陰行啓」³⁾は、地方巡啓では初となる公式の巡啓であった。それ以前は、訪問先の意向とは無関係に、東宮職内で主体的に決められてから各道府県に通

達し、地方の平常の様子を見学する微行だったのに対し、山陰行啓では鳥取・島根両県の知事による要請に基づき実現したものであり、それ以降の地方行啓のあり方に大きな変化をもたらしたとされる点で重要である⁴⁾。

先行研究のなかで山陰行啓についても言及している論考に、先述の原氏と小沢・水沢氏の論考がある。前者では、例えば、鳥取において行啓にあわせて鉄道が開通し、電灯が灯されるなど町並みに顕著な変化がみられたことが指摘されている⁵⁾、供奉員の滞在先を含めて、各市町村内における具体的な準備の状況については明らかにされていない。一方、後者では、建築図面にもとづいた詳細な分析は行われていないものの、室礼が定型化し、金屏風の前に机と椅子が配置され、日常生活に近い空間が準備されていたことがすでに明らかにされている⁶⁾。また北海道や東北を事例にした一連の研究があるが⁷⁾、明治末期における定型化された行啓施設の空間構成を明らかにするには至っていない。一方で、行幸啓に使われた施設のなかには、文化財指定を受けているものも少なくない。それらについては、多くの調査報告書がなされているが、基本的には個別の建物の建築史的考察に主眼を置いたものである。なお、山陰行啓で使われた建物に関しては、鳥根県指定文化財の現興雲閣⁸⁾と国指定重要文化財の仁風閣⁹⁾、木幡家¹⁰⁾について調査報告書が作成されているが、それ以外の建物についてはほとんど明らかにされていない。したがって比較的史料が豊富に残される山陰行啓の施設を分析することは、明治末期の山陰地方の建築史を理解することにもつながるであろう。

以上をふまえ、本論文では、地方では最初の公式行啓だった山陰行啓を事例に取り上げ、つぎの二点について明らかにすることを目的に分析を行う。第一は、行啓の事前準備がどのような手順で行わ

* 昭和設計 工学修士

** 鳥根大学大学院総合理工学研究科
准教授・博士(都市・地域計画)

*** 鳥根大学大学院総合理工学研究科 講師・博士(デザイン)

SHOWA SEKKEI, M. Eng.

Assoc. Prof., IFSE, Shimane University, Dr.

Assistant Prof., Shimane University, Dr. Design.

れたのかという観点からの考察である。個別の市町村を取り上げ、宿泊施設や供奉員の滞在施設、道路整備や奉迎の装飾等に関する具体的な準備状況を、宮内庁の動向にも注意しながら明らかにする。第二は、冒頭で述べたように、明治末期に定型化していたとされる行啓施設の空間構成について、供奉員が滞在した部屋も含めて具体的に明らかにすることである。東宮の生活空間が投影されたとされる宿泊施設と、それ以外の施設に大別して分析を行う。

研究方法としては、まず先行研究と山陰行啓の記念誌である「春日の光」¹¹⁾、宮内庁所蔵史料¹²⁾、「山陰道行啓録」¹³⁾を参照しつつ、行啓の行程を整理し、宮内庁の意向をふまえながら滞在施設の種別について分析する。ついで、もっとも滞在日数の多かった松江を事例に、行啓の準備状況について供奉員の宿泊先も含めて明らかにする。その上で、島根県立公文書センター所蔵「行啓ニ関スル書類」「庶務雑款」所収の建築図面・配置図等¹⁴⁾を用い、東宮一行の滞在した行啓施設について、配置・平面、部屋割りの観点から分析を行う。なお、ここでの分析は、ほぼすべての建築図面を網羅することができる島根県内の滞在施設に限定している。その際、補完資料として、島根県立図書館所蔵「明治四十年山陰道行啓写真その1・その2」¹⁵⁾、絵葉書¹⁶⁾等を用いる。なお、室礼や調度品を含む内外装については、小沢氏らによってすでに明らかにされているため¹⁷⁾、本稿では直接の分析対象とはしていないが、間取りに係る部分についてのみ、前掲「春日の光」を参照に最低限の記述を行っている¹⁸⁾。

また用語について、東宮一行の宿泊施設全体を「御旅館」、御旅館のなかで特に東宮が宿泊した建物（建物の一部の場合には場所）を「御泊所」、東宮の居室に該当する部分を「座所」と統一している¹⁹⁾。

2. 山陰行啓の行程と滞在施設

東宮一行は明治40年5月10日に東京を出発、同月14日に舞鶴から御召艦の鹿島に乗って海路より島根県美保関に入港し、翌15日から境港を起点に鳥取県内各地（米子・倉吉・鳥取）を行啓した。島根県には5月21日に入り、表1に示すように安来から松江、今市（出雲）、大田、大家、江津、浜田に宿泊し、県内各地を巡った。陸路の移動では馬車に限らず鉄道も利用しており、明治初期の行啓と比べ、短時間で多くの場所に立ち寄っているところに特徴がある。

行啓の準備について、明治39年7月27日の「山陰新聞」は、「東宮殿下山陰行啓に就て」という題目で、以下のように報じている。

皇太子殿下山陰道行啓に付東宮主事桂潜太郎氏は過般来下検分として鳥取、島根、山口、京都の一府三県へ再度出張したるが（中略）御旅館の新築、道路の修理、送迎の準備に日を用ひ競うて殿下の奉迎を各地方に仰ぎ奉らんと知事郡長地方有志者等は奔走請願する有様なるが戦時重税を負担して財力の創痍未だ癒えざるに更に奉迎の爲め巨費を投ずるが如きことは殿下の思召に副はさる

この記事から、山陰行啓に向けて東宮主事の桂潜太郎が来県し、検分を行い、東宮の意向で、御旅館の新築、道路の修理、送迎の準備については、日露戦争後の疲弊に鑑み、極力質素にするよう指示が出されていたことがわかる。また明治40年5月2日から5月14日にかけて、当時、内務大臣であった原敬が行啓道道を事前に視察している。「行啓ニ関スル書類十三」²⁰⁾には、「行第一四九 今般内務大臣巡視ニ付 行啓ニ充用スル各御旅館及御休憩所ハ成可 行啓当

時ノ設備ヲナシ検閲ヲ受ク可シ 右内訓ス 明治四〇年五月二日 島根県知事 松永武吉」と記されており、島根県知事から、行啓時の設備を整えた上で、内務大臣の検閲を受けるよう指示が出されていたことが確認される。

その後、東宮大夫がつづけて来県し、詳細な指示が出された。このように山陰行啓では、事前準備にあたって宮内庁や内務大臣から入念にチェックされていたことがわかる。

行啓に使われた施設は全部で51であり、そのうち鳥取県が13、島根県が38であった。行啓一行が宿泊した御旅館は全部で10施設であり、二日以上宿泊したのは、県庁所在地である鳥取、松江のほか、米子、今市、浜田であった。利用施設の種類の多岐にわたることがわかる。なかでも学校は32施設となっており、宿泊施設としても休憩施設としても非常に多いことがわかる。

当時の行啓では、軍事や産業といった富国強兵にかかわる施設の訪問とともに、教育関係の訪問が多かったことが指摘されているが²¹⁾、山陰行啓ではとりわけ後者の割合が多かったところに特徴がある。各学校では、天皇の御真影に代わる皇太子の御写真が下賜されており、途中で寄った京都府で1校、鳥取県で8校、島根県で18校、合計27校に御写真が下賜されている。このほかに東宮が各地を訪問している間、供奉員が御使として周辺の施設を訪問した²²⁾。

3. 松江市内における行啓の準備状況と供奉員の滞在先

3.1 行幸の要請と御旅館の準備

松江市御旅館の準備は明治27年ごろまで遡る。当時、山陰地方では、明治天皇の行幸を再三希望していた²³⁾。けれども、日清・日露戦争などの影響もあり、容易には実現しなかった。そうしたなか明治30年の半ばには、行幸の宿泊施設と兼用する工芸品陳列所の計画が持ち上がった。明治35年10月14日の山陰新聞には、「工芸品陳列所」という見出しで「工芸品陳列所は単に陳列のみに使用するものにあらざることは知る人ぞ知らん」と報じられているが、この陳列所ではない用途としてあらかじめ想定されていたのが、御旅館とし

表1 山陰行啓訪問施設一覧

訪問月日	県	市郡	行啓施設名	施設種別			
				学校	民家	野立所	その他
5月15日	西伯郡		境尋常高等小学校	○			
			大津津村愛宕尋常高等小学校	○			
			鳥取県立第二中学校	○			
15, 16日	島根県	東伯郡	米子御旅館				○
鳥取県御来皇御休所			○				
16日	島根県	東伯郡	鳥取県立農学校	○			
17日			倉吉町御旅館				○
18, 19, 20日	島根県	鳥取市	鳥取県池田家扇邸御旅館				○
19日			鳥取県庁				○
19日	鳥取市		鳥取県第一中学校	○			
			鳥取県師範学校	○			
			鳥取県高等女学校	○			
20日	島根県	八東郡	鳥取歩兵第四連隊				○
21日			安来町尋常高等小学校御旅館	○			
22日	能義郡	八東郡	荒島村尋常小学校御小憩所	○			
22, 23, 24, 25日			掛庭村尋常小学校御小憩所	○			
23日	松江市		松江市御旅館				○
			鳥取県庁				○
			鳥取県師範学校	○			
			鳥取県立松江中学校	○			
			鳥取県立高等女学校	○			
24日	松江市		鳥取県農林学校	○			
			鳥取県立商業学校	○			
			鳥取県立物産陳列所				○
26日	八東郡		鳥取県立師範学校附属小学校	○			
			玉湯村大字林御野立所				○
			穴道村(木幡邸)御昼食所				○
26, 27日	島根県	鏡川郡	玉湯村大字林御野立所				○
			直江村高等小学校内小憩所	○			
27日	島根県	鏡川郡	今市町御旅館				○
			鳥取県立女子師範学校	○			
			鳥取県立高等女学校内御小憩所	○			
			出雲大社				○
			許染町千家邸御昼食所				○
28日	安濃郡		鳥取県立袴塚中学校	○			
			知井宮村御野立所				○
			江南村二部尋常高等小学校内御小憩所	○			
29日	仁摩郡		田代村尋常小学校内御小憩所	○			
			波根西村尋常高等小学校御小憩所	○			
			大田町郡立農学校内御旅館	○			
30日	仁摩郡		久利村尋常高等小学校	○			
			仁摩郡役所内御昼食所				○
			粗式村尋常高等小学校内御小憩所	○			
31日	那賀郡		大家村尋常高等小学校内御旅館	○			
			波根村尋常高等小学校内御昼食所	○			
			浅利村御小憩所(島田儀二郎邸)				○
6月1日	島根県	浜田市	江津村御旅館	○			
			川波村大字敬川御休所				○
2日	島根県	那賀郡	有福村野尋常小学校内御小憩所	○			
浜田町御旅館						○	
合計				32	6	4	11

・着色は御旅館を示す。・島根県立公文書館所蔵「行啓ニ関スル書類一」（島根県庶務部、明治40年）、同所蔵「庶務雑款」（島根県庶務部、大正2年）、上田伸之助編「行啓記念 春日の光」（報光社、明治40年）。

ての用途であった。

明治35年10月に開催された市会において第四回追加予算として、工芸品陳列所設置費14,522円余が計上された。その内訳は、短期市債を発行して一万円を市費から支出し、のこりを寄附金と市税とされた。工芸品陳列所の場所は、松江城の三之丸をはじめさまざまな場所が検討されていたが、臨時建築委員会の協議によって最終的には城山に決定された。建築工事のほかに、殿町北惣問橋西へ入る道路より城内に通じる道路の新設も計画された。

工芸品陳列所は、明治36年1月6日に着工し、同年9月16日に竣功した²⁴⁾。竣功から一月後の10月13日から15日にかけて一般開放された。そのときは大盛況であり、三万人が訪れたという²⁵⁾。だが、その後は管理体制が変更され、監守を雇用し、観覧も許可制を取るようになった。このため実際には、本来の目的であった行啓まで陳列所としてほとんど使用されなかったという²⁶⁾。

3.2 松江市内における行啓の行程(図1)

東宮一行の松江市内における行程は図1に示す通りである。明治40年5月22日、安来から市内に入り、知事らの拝謁を受けただけで特に施設に訪問することなく、松江市御旅館に宿泊した。松江市内に滞在中の昼食と夕食はすべて御旅館においてとっている。翌23日は、島根県庁(二代目)を正式に訪問している。それ以前の行啓では、東宮が県庁所在地を訪れても正式に県庁を訪問していない事実と照らし合わせても、今回の行啓が公式の訪問だったことの証左であったといえる。その後の行啓では、公式だけでなく微行であっても、県庁を訪問することが定式化したことを踏まえれば、大きな変化だったといえる²⁷⁾。

23日から25日までの訪問先をみると、物産陳列所の見学と宍道湖の遊覧以外は、すべて教育施設の訪問となっていることがわかる。島根県物産陳列所でも、陳列棚と紙漉の現場を簡単に視察しただけで、すぐに隣接する師範学校付属小学校に移動している。通常の行啓であれば、物産陳列所や軍事施設の訪問し、富国強兵を奨励するのであるが、松江市内の行啓では、意図的に市内の教育施設を訪問していることがうかがえる。各学校では、行啓にあわせて正門や校舎などさまざまな場所に国旗の掲揚を行うなど、歓待の準備が行われ(図1中⑦参照)、校長をはじめとする職員の拝謁のほか、生徒の成績品や体操や武道の観覧が行われた。また松江市内の行啓の最中、御使として尾藤東宮武官と黒水東宮武官が布志名製陶所、島根県種畜場、松江蚕業会社、山陰家庭学院、松江育児院、盲啞学校に向かっている。

3.3 行啓時の道路整備と装飾の準備

明治39年6月7日の「山陰新聞」によると、桂潜太郎が行啓の順路となる道路視察を行っており、新道路の計画が立てられたという。その後の道路整備の状況については、明治39年8月18日と明治40年4月8日の「山陰新聞」でつぎのように報じられている。

「東宮御巡啓と道路修繕」(「山陰新聞」明治39年8月18日)

明春東宮殿下御巡啓に付き当市城山二の丸入口より工芸品陳列所に達する道路は兩三日前より改修工事に着手せしが県立第一中学校へと成らせらるへきを以て北堀宇城見繩手(塩見繩手)より赤山入口付近に至る道路の幅員を取詰め改修する筈にて一昨日福岡市長以下実地を踏査せり尚ほ多分県師範学校へも成らせらるべく就ては外中原宮の丁阿羅波比神社付近道路の小修繕を加

へ敷砂を為す筈なりと(〔〕内は筆者)

「市内御通路修繕」(「山陰新聞」明治40年4月8日)

当市内における東宮主事来松の際迄(すでに)竣功を告しも同主事視察の結果既記の如く五月廿四日には高等女学校へも御成りの事となりしをもつて市役所前より高等小学校前を経て女学校に至るまで並に同日は母衣米子橋通りと北殿町掘端の道路を修繕することとなり又同廿五日には既記の如く松平伯爵の催しに係る湖上御遊船のこともあり 殿下には中原土橋通り国屋村字堂方へ赴かせられ同所より御乗船あらせらるる筈なるをもつて中原土橋より堂形までの道路を修繕することとなり近々着手の都合なるか御乗船の場所には多分棧橋を設けることとなるべしと

前者の記事から、まず城山二の丸から御旅館となった工芸品陳列所までの城山道路の改修工事が行われたことがわかる。また明治39年7月29日の山陰新聞に「城山道路等着手期」という見出しの記事が掲載されており、「当市城内二の丸入口より東宮殿下御座所に充つべき市工芸品陳列所に至る道路改修費及び同陳列所内外の設備費は昨日の市会に於て満場一致を以て可決したれば来八月十日前後より該工事に着手する筈なり」と報じられている。つまり市費によって城山道路と御旅館内外の各種設備が整えられたことがわかる。また県立第一中学校(現松江北高等学校)までの道路に該当する北堀宇塩見繩手より赤山入口付近までの道路幅も計画されていた。一方、師範学校への道中に建つ阿羅波比神社周辺でも砂利を敷く軽微な修繕が予定されていた。

一方、後者の記事からは、市役所から高等女学校の経路にあたる母衣町の米子橋通りと北殿町の堀端の道路修繕が計画されていたことがわかる。また宍道湖の遊船の経路である中原土橋から堂型までの道路を修繕し、乗船場に棧橋を設けることが計画されていた。こうして行啓の沿道では、道路や橋梁の新設はなかったが、一通りの道路整備が実施された。

つぎに、行啓時の市内における装飾についてみていく。図1は、東宮の松江滞在期間中の山陰新聞に掲載された「市内の装飾」に関する記事²⁸⁾をもとに、「松江市街実測図」²⁹⁾を参照して作成したものである。当然のことながら、図中に示す実際に東宮が通った経路に沿って装飾が設けられていたことが確認される。具体的な装飾の内容についてみると、まず目に付くのが奉迎門である。松江城山前の奉迎門(図1中◆A・①)、天神橋の北詰・南詰(同◆B・②③)、松江市役所の杉葉の門柱(同◆C)、西津田の緑門(同◆D・④)、天神天満宮の鳥居型大門(同◆E)などが該当している。また山陰貯蓄銀行(同◇a)、松江銀行(同◇b)、第三松江銀行(同◇c)、末続本町富田旅館(同◇d)ほか数カ所に電燈が設置されており、銀行をはじめとする市内の主要な建築物では、電飾による装飾が行われていたことがわかる。松江では、以前から電気は普及していたが、電飾で市内を装飾することで、これまで経験したことのない規模のイルミネーションによって歓迎ムードを高めた。このほかにも、図1中⑤は殿町の奉迎状況の写真であるが、市内では、道沿いに市民が整列し、至る所に国旗を掲揚したり、垂れ幕を取り付けたりといった装飾が施されていた。東宮が訪問した松江御旅館(同◎・⑥)、島根県立商業学校(同●6・⑦)で、入口正面に交差した日章旗が掲げられていたことが確認される。また、松江の交通の要衝だった松江大橋では、直弦の木造トラスの欄干全体に青葉飾りが施された(同☆・⑧)。

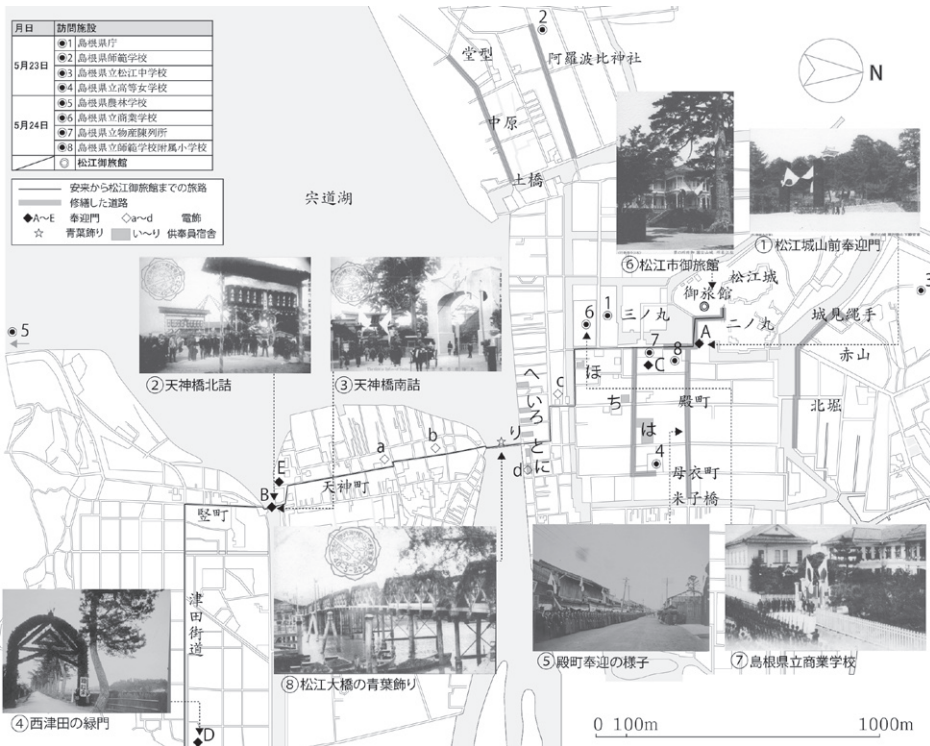


図1 行啓時の東宮の行程と松江市の様子
 ・地図:島根県立公文書館所蔵「庶務雑款」(島根県庶務部、大正2年)、写真④⑤:島根県立図書館所蔵、写真①~③、⑥~⑧:今岡額縁店絵巻書。
 ・供奉員来賓宿舎表の?は、位置が不明なものを示す。

供奉員来賓宿舎
 (明治40年5月23日 山陰新聞)

宿舎	供奉員・来賓
い 皆美館	中山東宮大夫
	村木東宮武官長
	東宮武官2名
	東宮侍従2名
ろ 赤木館	千家東京府知事
	千家司
	千家管長
	大戸東宮侍従長
は 一文字屋	東宮侍従1名
	平井鉄道行総裁
	野村鉄道技師
	野村通信技師
に 末次本町 富田旅館	東宮侍従1名
	東郷海軍大将
	牛田海軍大佐
	村山陸軍少将
ほ 殿町 景山旅館	高須陸軍騎兵少佐
	入江陸軍歩兵大尉
	吉田内蔵主事
	主馬寮属1名
へ 末次本町 岩田本店	駟者3名
	馬医1名
	掌者1名
	蹄鉄工1名
? 殿町 田村	馬丁取締1名
	省丁1名
	磨方4名
	馬丁13名
? 片原 五京館	筑田騎兵中尉
	中島広島憲兵隊長
	中村憲兵大尉
	古賀警保局長
と 末次本町 大橋館	新聞記者18名
	殿町 三島旅館
	北島男爵
	小野男爵
ち 末次本町 朝日館	小野男爵
	小野司

3.4 供奉員の滞在先

東宮が宿泊する御旅館内には、直接世話をする側近の供奉員のみが寝泊まりし、多くの供奉員の宿泊場所は、別の場所に設けられていた。島根県では、供奉員の宿泊施設を準備するにあたって、「接待ニ関スル掌務心得準則」が定められており、「旅館設備ノ事」について57項目の細かな指示が出されていた³⁰⁾。山陰行啓では、供奉員の宿泊施設は地元有力者の民家を改造して準備されることが多かったが³¹⁾、松江では多数の旅館が存在していたことからほとんどが旅館に宿泊しているところに特徴がある。

供奉員が宿泊した旅館は、松江大橋北側の川沿いと殿町に分布しており、特に老舗として知られる皆美旅館(図1-い:中山東宮大夫、村木東宮武官長、千家東京府知事ほか)、赤木館(同-ろ:木戸東宮侍従長ほか)、一文字屋(同-は:東郷平八郎海軍大将ほか)に位の高い供奉員が宿泊していた。

4. 島根県内における御旅館の空間構成(表2³²⁾)

4.1 安来町尋常高等小学校御旅館(図2中-1・写真1)

安来では、木造屋平建ての安来町尋常高等小学校校舎(明治27-28年築)を御旅館に転用した。明治39年11月から40年2月に、L字型の校舎の北東の隅に接続するように、御泊所があらたに建てられた³³⁾。当時の写真から入母屋の屋根の和風の建物であることがわかる。入母屋の屋根が葺かれていたことがわかる。御泊所の平面構成は、座所(10畳)、御次の間(拝謁の間・15畳)、寝室(10畳)、食堂(御次の間)、召替所、浴室、御廁、供進所(配膳に使う部屋)となっており、東宮の食事や入浴、着替え、就寝等に利用する部屋が独立するように配置されていたことがわかる。畳敷きの座所にはカーテンが取り付けられ、特注の机と椅子が配置されていた³⁴⁾。また座所と隣接する部屋とは、間仕切りで襖が使われていた³⁵⁾。このように和洋折衷の使われ方がなされていた点、連続した和室で御泊所が構成されていた点は、すでに指摘されている通りである³⁶⁾。御泊所

に隣接して東宮大夫(以下「大夫」と「両長」(侍従長と武官長)の控所、常侍官控所が設けられていた。

L字型校舎の北側の建物(旧校舎)は東宮の出入り口となるため、専用の玄関があらたに取り付けられている。玄関から入って東側の広間、すなわち東宮の座所に近い広間に、能義郡内の物産や生徒の成績品を陳列した。旧校舎に設けられた事務室には、東宮の世話係となる随従員が滞在し、その西側の居室に供奉高等官が宿泊した。

一方、L字型校舎の南側に位置する細長い建物は、南北に分れているが、東宮の座所に近い北側の方には、供奉高等官の滞在施設(食堂・便所・浴室等)が設けられていた。また調理室と仕人の部屋が設けられており、東宮をはじめとする一行の食事の準備が行われた。この建物には東宮を護衛する憲兵も滞在していた。一方の南側の方には、随行する地方官のほか馬の世話をする随従員が宿泊し、この校舎に付属して厩舎が設けられていた。また国道から校庭への入口に緑門が、校庭の中央に中門が設置され、二重の囲いが設けられていた。中門から入って右側に「御真影奉蔵所」³⁷⁾も設けられた。

4.2 松江市御旅館(同-2・写真2)

松江市御旅館が建てられた経緯は先述の通りであり、もともとは明治天皇の行幸のために新築した建物である³⁸⁾。今回の行啓にあたって明治39年8月から翌年1月にかけて改修工事が行われた。

現在興雲閣として知られる松江市御旅館は、ベランダ・コロニアル様式の木造二階建てで、外壁に張られた白色の下見板が特徴的である。正面からみてやや右に寄せて車寄せが設けられていた。

松江御旅館の敷地内には、正門と通用門が設けられており、正門はさきみた新設道路からの正式な通路に、通用門は松江神社に通じる出入口にそれぞれ設置されていた。正門の両脇には警護のために、警衛巡查詰所が設置された。

松江市御旅館は、一階、二階ともに中廊下式の建物であり、階段も貴賓用と侍従用と二ヶ所に設けられていた。座所(10畳)は、二

に浴室と御廁が設けられていた。玄関周辺には、大夫・両長の控所と常侍官控所と供奉高等官の食堂が設けられており、彼らの便所と浴室も設置されていた。

一方、右側の建物には、供進所と調理所と料理人らの休憩所、東宮の随行員である侍医や薬剤師と、地方官や判任官らの控室、浴室、便所等が設けられていた。

4.4 大田町郡立農業学校内御旅館（同-4・写真4）

大田の御旅館は、既存の農学校校舎を転用して準備された。校舎は木造二階建ての建物であり、一階には入母屋の玄関が付いている。

御泊所は、校舎の東側にあらたに増築された。増築工事は、明治39年9月から翌年3月にかけて行われ、工事費は総額2745円であった⁴³⁾。御泊所は平屋建ての和風の建物であり、屋根は入母屋だった。行啓時には御泊所を取り囲むように目隠しの幕が張られていただけでなく、校舎の外周と、厩舎や付立所にも幕が張られていたことが古写真から確認される。

御泊所は四間取りを基本としており、東南の角に座所（7畳）が置かれ、寝室（6畳）、御次の間、常侍官控所が隣接して設けられた。大田でも和室の座所に、机と椅子を配置するという和洋折衷の使われ方がなされていたことが確認される⁴⁴⁾。もう一つの部屋は常侍官の控室に割り当てられていた。この建物には、洗面所（召換所）、浴室、御廁、供進所が付属していた。また御泊所と校舎をつなぐように増築されており、中庭のまわりに侍医局、調剤所、調理所等、東宮を補佐する部屋が設けられていた。

一方、西側の校舎に一行は宿泊した。一階は車寄せのついた玄関から入って右側に事務所（夜間は供奉判任官以下の寝室）が設けられ、仕人以下の控室、地方官控室とともに、高等官浴室、供奉判任官浴室、供奉員便所、一般の便所、釜場が設けられていた。二階は、陳列所（5間×4間）と供奉判任官と常侍官の寝室とされた。陳列所には、安濃郡の物産125点、教育品800余点が並べられた⁴⁵⁾。

また校舎周辺には、湯沸所、付立所、浴室、井戸などが存在していた。また敷地内には、馬車舎とその当番所、御料厩舎、護衛兵の厩舎が設けられており、校舎の外側に知事の馬車厩舎が設けられた。

4.5 大家村尋常高等小学校内御旅館（同-5・写真5）

大家村尋常高等小学校は、山陰行啓を契機に明治40年5月に竣工した木造平屋建ての新築校舎である⁴⁶⁾。大家村尋常高等小学校の校舎は、木造平屋建てであり、2棟の直屋を廊下でつないだH型の平面になっていた。屋根は寄棟になっており、入母屋の玄関がついている。また校庭の座所の前には、目隠しの柵が設けられていた。

前東側の棟の玄関から入って右手が、東宮の宿泊に関係する部屋に割り当てられた。座所（8畳）と寝室（8畳）が校庭に面して配置された。その裏手には、御次の間（8畳）と、食堂と推測される部屋（8畳）が供進所に併設され、田の字型になっていた。これらの部屋の北側に浴室と召換所（御化粧の間・9畳）、御廁が設置された。また、隣接する南側には常侍官の控所に割り当てられていた。座所には、南側に巾一間の床の間が設けられており、和室のしつらえとなっていたが、窓にはレースのカーテンが掛けられており、床には室内全体にわたって絨毯が敷かれ、その上に机と椅子が配置されていた⁴⁷⁾。ここでも和洋折衷の使われ方がなされていたことがあらためて確認される。

一方、玄関から入って左手には供奉員の事務所と供奉高等官の部

屋が割り当てられており、南端に竈が設けられていた。その先には別棟の便所も付属していた。また前と奥の棟の廊下に沿って調理室が設置されていた。

校舎の奥の方の棟では、北側に物産陳列所と教育品陳列所、供奉判任官の寝室が設けられていた。物産陳列所には郡内の物産235点が、教育品陳列所には教育品85点が展示されていた⁴⁸⁾。一方、南側には地方官控所、等外以下の供奉員の寝室、馬車舎に割り当てられていた。この棟の西側には別棟の浴室が設置されていたほか、湯沸所が設けられていた。

4.6 江津村御旅館（江津尋常高等小学校・同-6・写真6）

江津尋常高等小学校は、明治35年に建てられていたが、行啓にあたって柱や鴨居などの部材を交換するといった大改修を行った⁴⁹⁾。校舎は木造平屋建てで、2棟を廊下でつなぐH型の平面になっていた。ただし前面の棟では、中央の玄関と、両端の土間と馬車舎の部分が突出する平面構成になっていた。屋根は寄棟であったが、玄関と両端の突出部分は入母屋になっていた。校庭では、座所から西側の部分が板塀によって囲われており、目隠しとなっていた。

玄関から入って左側（西側）が東宮の宿泊する部屋に割り当てられていた。座所（10畳）と寝室（8畳）が校庭に面して配置され、そこに隣接して御次の間（10畳）、食堂（8畳）が配置された。また廊下をはさんで西側に召換所（6畳）、浴室（4畳）、御廁（8畳）が設けられていた。座所は、床の間と床脇が設けられた和室となっており、南側のガラス窓にレースのカーテンが取り付けられ、床には絨毯を敷いて机と椅子が配置されていた⁵⁰⁾。

座所の東隣に常侍官の控所と供進所が設けられ、大夫、両長といった高等供奉員の部屋が用意された。一方、前面の棟の東側には、供奉高等官の控所及び応接所、事務所、判任官以下の控所が設けられた。東端は馬車舎になっており、世話人らの部屋に割り当てられている。また供奉高等官の便所、一般の便所、浴室、付立所、湯飲所が設けられていた。前面の棟から奥の棟に通じる渡り廊下には調理所が設置されていた。奥（北側）の棟の西側は、全3室を物産陳列所として使用していた。一方の東側は、供奉判任官の着替室、物置、地方官の控所に割り当てられていた。

4.7 浜田町御旅館（松平子爵邸・同-7・写真7）

浜田町御旅館には、旧浜田城の一角にあった旧藩主の松平子爵の別邸が使われた。明治40年5月、松平子爵は、山陰行啓にあわせて別邸の西側に木造平屋建の建物を新築し、御泊所に充てた。このときの建設費は、庭園築造費も含めて総額3万円以上だったという⁵¹⁾。御泊所は、行啓後、「御便殿」と称され、現在は移築保存されている。

「御便殿」は、御泊所として使用することを前提とした間取りとなっているのが特徴的である。この建物は2棟が雁行型に連続する配置となっており（図2中・写真7）、手前の棟には、畳敷きの中廊下を挟んで、常侍官の滞在する部屋が2つと、供奉高等官控所及び応接所、大夫・両長・主事の控所が設けられた。奥の棟は、東宮の滞在する部屋になっている。畳敷きの中廊下をはさんで西側が四間取りとなっており、南西の角部屋が座所（8畳）になっており、その周りには寝室（8畳）、食堂（8畳）、御次の間（12畳）が割り当てられている。座所から浴室に至るまで畳廊下が設けられており、その外側に縁が回されていた。鍵型の中廊下をはさんで東側が陳列所（10畳）と供進所（8畳）になっており、北側が浴室（2間半×1

間半)、召換所(6畳)、御厠となっている。陳列所には、郡内の物産60点が陳列された⁵²⁾。座所は、他の部屋に比べて一段高くなっており、特に東宮の宿泊のために用意したことが窺える。室内のしつらは和室となっており、北側に床の間と脇床が設けられていた。

庭園には、浜田川に通ずる池が設けられており、東宮が所望した屋形船が新調され、宿泊時に遊覧された⁵³⁾。また築山には東屋も設けられており、本格的な池泉回遊式庭園だったことがわかる。

一方、御便殿から松平子爵別邸までの廊下沿いに調理所、供進所、調剤所が設けられていた。松平子爵別邸には、判任官事務所、地方官らの控室、供奉高等官の食堂等になっている。敷地内には、馬車舎が設けられていた。

小括：以上をまとめると、御旅館は、御宿泊所が供奉員の控所(一部に宿泊所を含む)と一体化している場合(図2中-2・5・6)と、別棟になっている場合(同-1・3・4・7)に大別されることが明らかとなった。どちらのタイプでも御宿泊所は、座所、寝室、御次の間、食堂(供進所)に、召換所、浴室、御厠が付属する構成が基本となっており、それらを組み合わせた一体的な空間が設けられていた。特に行啓にあわせて建築された洋風の興雲閣でも同様の構成となっており、和洋関係なく、定型化された空間構成だったことがわかった。座所の面積は、7畳から12.5畳となっており、それほど広い部屋ではなかったことがわかる。興雲閣を除けば、いずれも和室であったが、カーテンをつけるとともに室内には絨毯を敷いて、机と椅子が配置するという和洋折衷の使われ方がなされていたという点で共通していたことがあらためて確認された。また建物内には、地方の特産や教育品を閲覧する陳列所がかならず設置されており、基本的には個別の室内に展示されていた。

またいずれの御旅館でも、供奉員の部屋割りは、階層化されていたことが明らかとなった。その特徴は、まず御宿泊所にもっとも近いところに、側近の常侍官の控所が設けられ、ついで比較的近い場所に大夫と両長の控所が配置されていた。その周辺に事務室や供奉高等官の宿泊施設が準備されていた。判任官以下の供奉員と地方官の控室は、序列の順に座所から遠い場所に設けられており、供奉高等官と浴室、便所が分離されている例も多かった。さらに外側に憲兵や馬の世話人などが配置されていた。このように建物の形態によって多少の相違はあったものの、階層と役割にあわせて定型化された空間構成となっていたことが明らかとなった。

5. 宿泊施設以外の行啓施設の空間構成(表3)

島根県内の宿泊施設以外の行啓施設は全部で31件あり、①訪問施設、②小憩所、③昼食所、④その他に分類することができる⁵⁴⁾。各施設の間取りや部屋割りについてまとめたのが表3である。

①訪問施設(表3・図3中-1~9)

訪問施設は、東宮が二日以上滞在した場所で立ち寄った施設が該当しており、全部で9ヶ所である。その内訳は、松江6、今市1、浜田2である。これらの訪問施設は全て学校であり、東宮が特に山陰の教育情勢の把握に努めていたことがわかる。この点は、皇太子時代の東大正天皇の行啓に共通している。学校側は、校長、職員らとの拝謁、生徒成績品の陳列観覧、学事状況書の受け渡しを行い、東宮側からは、下賜金や御真影が渡された。一部の施設では、わざわざ上覧所を設け、生徒の屋外体操や、園児による劇などが披露された⁵⁵⁾。

訪問施設の平面構成についてみると、座所と御厠、陳列所が

多くの施設で設けられていたことがわかる。特に座所はすべての施設で用意されており、松江中学校や浜田中学校のように大規模な部屋が充てがわれている例もあった。御厠は島根県立高等女学校を除く全ての施設に用意されており、いずれも部屋の一部を仕切って使っていたところに特徴がある。

陳列所は、島根県立師範学校附属小学校を除く8ヶ所で設けられていた。そのうち6ヶ所では陳列用の部屋を設けており(図3中-1・2・3・7・8・9)、2ヶ所では部屋の一部を区画した陳列空間として使っていた(同-4・5)。島根県立師範学校附属小学校では、物産陳列所が隣接しており、直前にそこで見学を行っていることから設置されなかったと考えられる。

供奉員の部屋についてみると、供奉高等官の控所がすべての訪問施設で用意されていた。判任官以下の控所と地方官の控所も、島根県師範学校を除いた8ヶ所で用意されており、これらは基本的に用意することになっていたことがわかる。供奉高等官の控所は座所に近い場所に設置されており、5ヶ所で座所と隣接して配置されていた。地方高等官の控所がそれについて座所に近い場所に配置されており、供奉判任官以下の控所は玄関付近に配置される傾向があった。地方判任官の控所の配置は特に定まっていなかった。供奉員の便所は5ヶ所で設けられており、そのうち2ヶ所では供奉高等官と判任官以下の便所は分けられていたが(同-1・2)、3ヶ所では共有されていた(同-3・6・7)。

②小憩所(表3・図3中-10~20)

小憩所は全部で11ヶ所あり、島根県立高等女学校内御休憩所を除けば、すべて移動の途中に立ち寄った施設である。小憩所のうち9ヶ所が学校であり、休憩と学校視察とを兼ねていたと考えられる。

小憩所でも、すべての施設に座所が設けられていた。二階建ての場合、座所はすべて上階に設置されていたところに特徴がある。「春日の光」には10、11、15、18の座所について記述があるが、いずれも行啓にあわせて新たに新築したことが確認される。一方、御厠もすべての建物に設けられており、浅利村御休憩所を除けば、すべて衝立をつかった仕切り型(部屋の一部を屏風・衝立などで仕切り、その空間を御厠として利用したもの)である。

陳列所は、7ヶ所で設けられており、休憩とともに学校視察が行われた事実を裏付けている。陳列所の設けられなかった4ヶ所(同-16・18・19・20)でも、野外陳列や川遊びなど何らかの観覧が準備されていた⁵⁶⁾。陳列所は個室型が2ヶ所(同-14・17)、廊下に設置したところが2ヶ所(同-10・12)、部屋の一部を区画したところが2ヶ所(同-13・15)、廊下と部屋の一部の区画に展示している例が1ヶ所(同-11)あった。

供奉員の利用した部屋は、供奉員高等官と供奉判任官以下の控所がそれぞれすべての小憩所で設置されており、座所に近い方から序列の順に並んでいた。地方高等官と地方判任官の控所もすべての施設で設けられており、いずれも共有されていたところに特徴がある。小憩所でも供奉高等官は座所に近いところに配置されていたという点で、さきにみた訪問施設と共通していた。また判任官以下の控所も同様に、玄関付近に配置されることが多かった。供奉高等官と供奉判任官以下の便所は9ヶ所に設けられており、すべて同じ場所に設置されていた。

③昼食所(表3・図3中-21~25)

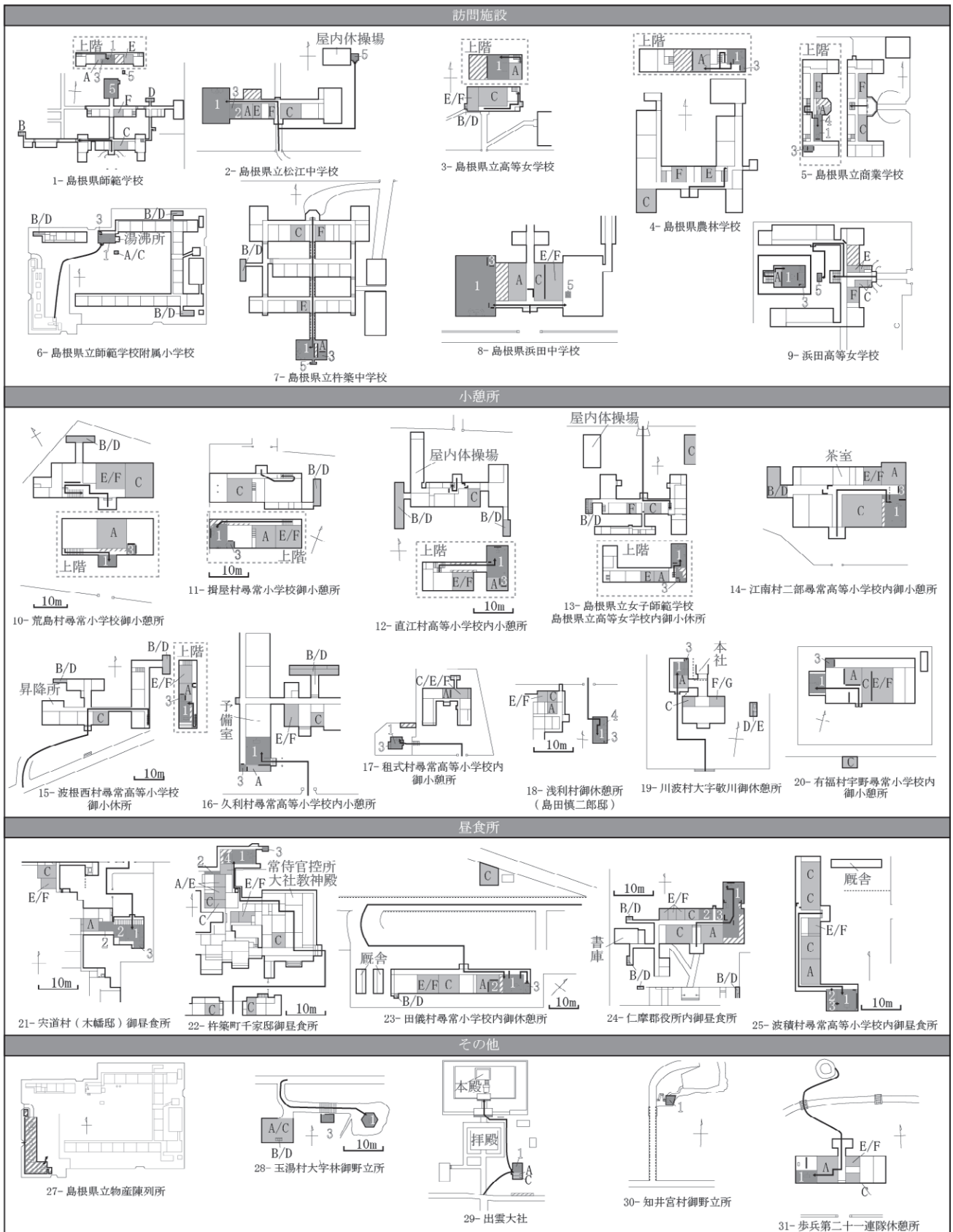


図3 宿泊施設以外の行啓施設間取り図一覧

・島根県立公文書館所蔵「行啓ニ関スル書類一」（島根県庶務部、明治40年）、同所蔵「庶務雑款」（島根県庶務部、大正2年）、上田仲之助編「行啓記念 春日の光」（報光社、明治40年）。・縮尺は座所の畳数をもとに作成。縮尺・方位のないものは不明である。

表3 宿泊施設以外の行啓施設詳細

	階数	施設種類	車寄せ	東宮の利用した部屋								供奉員らの利用した部屋							
				東宮の利用した部屋								供奉員らの利用した部屋							
				1	2	3	4	5	陳列所	A	B	C	D	E	F				
				座所	供進所	個室型	御厨	仕切り型	次の間	上覧所	個室型	廊下型	区画型	高等官控所	高等官便所	判任官以下控所	判任官以下便所	高等官控所	判任官控所
訪問施設																			
小憩所																			
昼食所																			
その他																			

・座所の各室の数字は、その部屋の畳数を、●は高等官、判任官で共有しているものを示す。・御厨について、「個室型」は個室が御厨になっているもの、「仕切り型」は部屋の一部を屏風などで仕切り、そこを御厨としたものとする。・陳列所について、「個室型」は個室が陳列所になっているもの、「区画型」は部屋の一部を陳列所に区画したもの、「廊下型」は廊下に陳列したものとする。・島根県立公文書館所蔵「行啓二閣スル書類一」（島根県庶務部、明治40年）、同所蔵「庶務雑款」（島根県庶務部、大正2年）、上田伸之助編「行啓記念 春日の光」（報光社、明治40年）。

東宮の昼食は滞在中の宿泊施設で準備されていたが、移動がある場合には昼食所としていた。島根県内の昼食所は全部で5ヶ所用意された。その内訳は、民家2、学校2、役所1となっている。

東宮の利用する部屋として、座所、御厨とともに、供進所（配膳室）が設けられており、当然のことながら①訪問施設②小憩所と異なっていた。座所と食堂、御厨は一体的に配置されており、そこに隣接して供奉高等官の控所が設置されていた。判任官以下の控所もすべての昼食所に設けられており、便所は高等官と共有するかたちになっていた。供奉高等官控所は、いずれも座所に近い場所に配置されていた。その外側に、判任官以下控所、地方官控所という序列の順で配置されていた。なお、地方高等官と地方判任官の控所はすべて共有されていたところに特徴がある。

昼食が中心の施設だったためと推察されるが、陳列所は2ヶ所にしか設けられておらず、いずれも区画型であった。民家を昼食所に利用した木幡邸と千家邸では陳列所は設けられなかったが、両家自慢の庭園を望むことができたという⁵⁷⁾。

④その他(表3・図3中-27~31)

その他の施設でも、東宮が立ち寄ることから座所が設けられていた。ここでは行啓に向けて特に設けられた野立所についてふれることにする。「皇室事典」⁵⁸⁾によると、行幸啓において「観戦のための地点を御野立所あるいは御観戦所」と称するとされているが、山陰行啓の野立所では観戦は行われず、土産品の持ち帰りや、小休憩が行われていた。図4は知井宮村野立所の古写真であるが、東屋風の簡易な小屋のような外観であったことがわかる。野立所にも座所は設けられており、玉湯村大字林御野立所では「直径2間四方」とあることから、8畳程度の広さだったことがわかる⁵⁹⁾。野立所が設置



図4 知井宮村野立所・島根県立図書館所蔵

された背景として、島根県内の移動ではあまり鉄道を利用せず、主に馬車を用いたため、数多く設置された小憩所に加えて一服が可能な施設が必要だったと考えられる。

小括：宿泊所以外の行啓施設は、①訪問施設、②小憩所、③昼食所、④その他に大別することができるが、いずれも座所が設けられていた点で共通していた。座所の配置・向きについては特に規則性は見出せなかったが、二階建ての②小憩所の場合には、すべて上階に設けられていた。座所に隣接して御厨が設置されており、多くの場合、個室ではなく、仕切りで区切ったものであった。

また、供奉員の配置に着目してみると、①~③では、やはり宿泊施設と共通して階層化されており、座所に近いところから、供奉高等官控所、供奉判任官以下控所が配置されていた。ただし、施設の規模が関係していると推察されるが、地方官の控所や便所の一部が共用されるなどの相違があった。また簡易の休憩所である野立所には、十分な控所が設けられていなかった。

一方、施設ごとの特徴についてみてみると機能に応じて多少の相違があったことが確認される。①訪問施設では、陳列施設が充実しており、屋外で観覧する上覧所が設けられている例が多かった。また③昼食所では、当然のことながら食事の準備をする供進所が設けられており、座所に併設して設置されていた点に特徴がある。

6. 結論

ここまで、公式行啓の嚆矢となる山陰行啓について準備状況を精査した上で、島根県内を中心に東宮一行の滞在中の行啓施設の空間構成を明らかにしてきた。山陰行啓では、準備段階から宮内庁の意向が反映されており、御旅館の新築や道路の修理、送迎の準備はできるだけ質素にするよう指示が出されていた。これは日露戦争後の地方の疲弊を憂慮したものであるが、明治末期にくり返され、定式化された他の地方行啓でも、同様の指示が出されていたことが示唆されよう。そのことは、結果的に、行啓に資する既存の建物が少なかった山陰では、学校が行啓施設の大半を占める一つの要因になったと考えられる。

山陰行啓では、既存の建物に付属して御泊所や座所を設置した例は多くみられたが、行啓のために単独で新築した建物は仁風閣と興雲閣の洋風建築に限られていた。しかも興雲閣の場合は、本来、行幸のために新築したにもかかわらず、陳列所として予算請求するように、御旅館の新築に巨費と投じることを憂慮していた東宮の意向に沿うかたちで別の用途を付加したのではないかと推測されるのである。また行啓にあわせて新築された学校等も、この範囲に入る可能性が示唆されよう。とすれば、明治末期の行啓にあわせて建てられた建物は全国各地に残されているが、その多くは行啓施設として単独で建てられたのではなく、御泊所ないし座所の部分のみ新たに増設や改築した建物であったと想定される。宿泊施設の御泊

所とそれ以外の座所でみられた空間構成については、以下に述べる定型化された特徴が明らかとなった。もちろんその要因となったのは、宮内庁による入念な検閲であったことは間違いない。

まず御泊所の基本構成は、座所、寝室、御次の間、食堂（供進所）に、召換所、浴室、御側が付属するというものであり、連続した一体的な空間を構成していたことが明らかとなった。そしてそれは棟の別や和洋の相違に関係なく定型化していたのである。この構成は、すでに指摘されるように皇太子の生活空間を投影したものであったと考えられる。また御旅館内には、東宮に地方の産業や教育を伝える陳列所が設けられていた点でも共通していた。一方で、供奉員の控所（一部寝室を含む）は、座所の周辺から階級の序列に沿って配置されており、明確な階層化がみられた。また側近以外の供奉員の宿泊施設には、御旅館とは別に旅館や民家といった既存の建物が使用されており、県で定めた詳細な規則に基づいて準備されていた。

一方、座所の設置が主として行われたのは、宿泊施設以外の滞在施設であった。訪問施設、小憩所、昼食所、野立所等、多様な滞在施設が準備されており、昼食所の食堂のように、それぞれの用途に応じて必要な部屋が準備されていたが、御泊所のように生活空間を投影した部屋の構成にはなっておらず、仮の滞在施設としての意味合いが強かった点に特徴がある。もちろん座所のまわりには、宿泊施設と同様に、供奉員の控所が設けられており、階層化された部屋割りが定型化されていたことが明らかとなった。

山陰行啓は最初の公式行啓であったことから、その後の行啓に大きな影響を与えたとされる。したがって本稿で明らかとなった事実を、他の地方行啓と比較検討することが今後の課題である。

注

- 1) 原武史『可視化された帝国～近代日本の行幸啓～』（みすず書房、2001）。
- 2) 小沢朝江・水沼淑子「明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究～皇室にみる洋風から和室への帰帰とその背景～」（『住総研研究年報』No.29、pp. 121-132、2002）、小沢朝江・水沼淑子「皇太子巡幸施設の建築様式と内部空間～明治期における巡幸施設の建築史的考察 3～」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-2 分冊、pp. 585-586、2003. 9）等。
- 3) 通常、皇太子が複数の箇所を回る場合、巡啓というのが、本稿で取り上げる山陰地方の巡啓は「山陰行啓」と史料等にも記載されているため、この用語を使用する。
- 4) 例えば、前掲『可視化された帝国～近代日本の行幸啓～』p. 160 では、県庁所在地に訪れる場合、山陰行啓以後、正式に県庁を訪問することが普及したと指摘されている。
- 5) 前掲『可視化された帝国～近代日本の行幸啓～』p. 163。
- 6) 小沢朝江「明治の皇室建築」（吉川弘文館、2008）。仁風閣や木幡家など文化財指定されている建築物については、建築図面について言及されている。
- 7) 角幸博ほか「北海道における戦前期行幸啓時の宿泊施設について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-2 分冊、pp. 155-156、2009. 8）等。山口総香ほか「明治天皇東北地方巡幸時における滞在先の使用法に関する研究～明治14年本宮行在所の部屋割を事例として～」（『日本建築学会北海道支部研究報告集』pp. 515-518、2009. 7）等。
- 8) 松江市教育委員会編「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」（同発行、2010. 3）。
- 9) 文化財建造物保存協会編「重要文化財仁風閣保存修理工事報告書」（鳥取市、1978）。
- 10) 松江市教育委員会編「重要文化財木幡家住宅調査報告書」（同発行、2009）。
- 11) 上田伸之助編「行啓記念 春日の光」（報光社、明治40年）。
- 12) 宮内庁所蔵「行啓録 山陰道ノ部」等。
- 13) 角金次郎「山陰道行啓録」（稲吉金太郎、1907）。
- 14) 島根県立公文書館所蔵「行啓ニ関スル書類」（五巻、島根県庶務部、明治40年）、同所蔵「庶務雑款」（島根県庶務部、大正2年）ほか一連の史料。
- 15) 島根県立図書館所蔵「明治四十年山陰道行啓写真その1・その2」。
- 16) 今岡カクチ店所蔵絵葉書ほか。
- 17) 前掲「明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究～皇室にみる洋風から和室への帰帰とその背景～」ほか。

- 18) 前掲「春日の光」には建物内部の様子が詳述されており、本論文では、特に断らない限り、内外装に関する記述は本書による。
- 19) 行啓に關係する史料では、東宮一行が宿泊する施設全体を御旅館と称したり、東宮が宿泊する場所のみを御旅館と称したりして使途が混在している。本稿では前者を「御旅館」、後者を「御泊所」として用語を統一する。後者については、天皇の「行在所」に該当しているが、皇太子の場合には使用しない用語であるため、本稿では便宜的に「御泊所」を用いている。宮内庁に確認したところでは、「御旅館」と「御泊所」に明確な差異はない。また皇太子の居室を御便殿と称する場合もあるが、山陰行啓では「御便殿」と命名された建物もあるため、「座所」で統一する。
- 20) 前掲「行啓ニ関スル書類」十三巻。
- 21) 前掲『可視化された帝国～近代日本の行幸啓～』等。
- 22) 島根県内では教育施設4件、産業施設に11件、その他4件の計19件、鳥取県内では、教育施設2件、産業施設に7件、寺社に4件、船上山、御陵地等、計15件に御使を差し向けており、産業施設に重点が置かれていた。
- 23) 山陰行幸の請願は、明治27年4月1日の山陰新聞で報じられており、その後も関係者の協議や東宮職員による視察が再三行われていた（前掲「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」pp. 64-65）。
- 24) 前掲「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」p. 25によると、工芸品陳列所の工事監督は、島根県第二課土木係属の松村團治に委託され、入札した和泉利三郎が工事を請負い、総工費は13,340円73銭1厘であり、そのうち1,822円69銭2厘が有志者からの寄附、11,518円3銭9厘が市費からの支弁であった。
- 25) 前掲「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」p. 64。
- 26) 前掲「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」p. 26。
- 27) 前掲『可視化された帝国～近代日本の行幸啓～』p. 160。
- 28) 『山陰新聞』明治40年5月21日～23日。
- 29) 前掲「庶務雑款」所収「松江市街実測図」。
- 30) 前掲「行啓ニ関スル書類十三」。
- 31) 山根大知・中野茂夫「明治40年東宮山陰行啓における行程と施設の史的考察」（『日本建築学会中国支部研究報告集』第36巻、pp. 883-886、2012）。
- 32) なお、表2は各宿泊施設の詳細を一覧にしたものであるが、東宮の利用した部屋について、風呂に関する用語は「浴室」とし、着替えに関する用語は、「召換所」に統一している。供奉員は、高等官と判任官以下に大別されるため、それぞれについて集計している。なお、供奉高等官のなかでも側近にあたる侍従・侍従武官・侍医のことを総称して「常侍官」と称するため、控所についても分けて集計を行っている。
- 33) 前掲「春日の光」p. 253。
- 34) 前掲「春日の光」p. 255 に、安来御旅館の椅子は郡から大阪に発注したとある。
- 35) 前掲「明治四十年山陰道行啓写真」。
- 36) 前掲「明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究」。
- 37) 前掲「春日の光」p. 253。
- 38) 前掲「松江市歴史叢書3～松江市の近代化遺産（興雲閣特集Ⅰ）～」p. 23
- 39) 前掲「春日の光」p. 260。
- 40) 前掲「春日の光」p. 263。
- 41) 前掲「春日の光」pp. 264-265。
- 42) 前掲「明治四十年山陰道行啓写真」。
- 43) 前掲「春日の光」p. 267。
- 44) 前掲「明治四十年山陰道行啓写真」。
- 45) 前掲「春日の光」p. 269。
- 46) 前掲「春日の光」pp. 269-270。
- 47) 前掲「明治四十年山陰道行啓写真」。
- 48) 前掲「春日の光」p. 270。
- 49) 前掲「春日の光」p. 270。
- 50) 前掲「明治四十年山陰道行啓写真」。
- 51) 前掲「春日の光」p. 274-275。
- 52) 前掲「春日の光」p. 273。
- 53) 前掲「春日の光」p. 274。
- 54) 前掲「行啓ニ関スル書類」（一巻）で施設名のみ記されたものは「訪問施設」、小憩所（または小休所）と称されているものを「小憩所」、東宮が昼食をとった施設を「昼食所」、その他の施設に分類した。
- 55) 屋外体操については前掲「春日の光」p. 118、劇については前掲「春日の光」p. 120。
- 56) 野外観覧については前掲「春日の光」p. 119、川遊びについては前掲「春日の光」p. 144。
- 57) 木幡邸については前掲「春日の光」p. 282、千家邸については前掲「春日の光」pp. 285-286。
- 58) 皇室事典編集委員会編「皇室事典」（角川出版社、p. 166、2009）。
- 59) 前掲「春日の光」pp. 278-282。

（2013年11月10日原稿受理、2014年4月11日採用決定）